

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………一

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………二

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課)……………五



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十七号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第七目 農林部に属する出先機関(第三十七条の二―第五十三条の二)」を

「第八目 水産部に属する出先機関(第五十三条の三―第五十三条の五)」に、

「第七目 農林水産部に属する出先機関(第三十七条の二―第五十三条の三)」に、

「第九目」を「第八目」に改める。

第二条第七号中、「山口県立病院静和荘院長」を、「山口県立こころの医療センター院長」に改める。

第七条第五号イ中、「支所、分室又は」を削り、同条第二十二号中、「市町村」を「市町」に改める。

第十二条第一項第二号中、「市町村」を「市町」に改め、同項第三号イ及びロ中、「市町村長」を「市町長」に改め、同項第五号へ中、「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 山口県大島農地建設事務所
第十三条の二を削る。

第十五条中、「第四条第一項」の下に、「及び第二項」を加え、同条第一号八及びロ中「市町村長」を「市町長」に改める。

第十六条第一号ロ及びト中、「市町村長等」を「市町長等」に改める。

第十七条第一号二中、「市町村等」を「市町等」に改める。

第二十九条の二第二項中、「健康福祉部高齢保健福祉課」を「健康福祉部長寿社会課」に改め、同項第二号を削り、同項第二号イ中、「第六条の三第一項第一号」を「第六条の二第一項第一号」に、「市町村」を「市町」に改め、同号ロ中、「第六条の三第一項第二号」を「第六条の二第一項第二号」に、「市町村」を「市町」に改め、同号ハ中、「第六

条の三第二項」を「第六条の二第二項」に、「市町村」を「市町」に改め、同号ニ及びホを削り、同号を同項第一号とし、同項第三号ロ中、「指定居宅サービス事業者(」を「指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等(」に改め、

「従業者」の下に、「若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等」を加え、「について」を「に立ち入り、その」に改め、同号ハ中、「指定居宅介護支援事業者(」を「指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等(」に改め、「従業者」の下に、「若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等」を加え、「について」を「に立ち入り、その」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第二号とする。

二 法第百十五条の六第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等(知事が別に定めるものを除く。)

に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

第二十九条の二第三項中、「健康福祉部児童家庭課」を「健康福祉部こども未来課」に改め、同項第一号イからハまでを次のように改める。

イ 法第十一条第一項第一号の規定に基づき、市町相互間の連絡調整、市町に対し

る情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行うこと（健康福祉部こども未来課長と共管）。

口 法第十一条第一項第二号イの規定に基づき、市町の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること（健康福祉部こども未来課長と共管）。

八 法第十一条第二項の規定に基づき、市町に対し、必要な助言を行うこと（健康福祉部こども未来課長と共管）。

第二十九条の二第三項第一号二及びホを削り、同条第四項中「健康福祉部障害福祉課関係」を「健康福祉部障害者支援課関係」に改め、同項第一号イから八までの規定中「市町村」を「市町」に改め、同号二を削り、同号ホ中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に、「健康福祉部障害福祉課長」を「健康福祉部障害者支援課長」に改め、同号中ホを二とし、同項第二号イ及びロ中「市町村」を「市町」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に、「健康福祉部障害福祉課長」を「健康福祉部障害者支援課長」に改め、同号中二を八とし、同項第三号イを削り、同号ロ中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に、「健康福祉部障害福祉課長」を「健康福祉部障害者支援課長」に改め、同号ロ中イをイとし、同項に次の一号を加える。

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第四十八条第一項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（健康福祉部障害者支援課長と共管）。

ロ 法第六十六条第一項の規定に基づき、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは開設者であつた者等に対し報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定自立支援医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させること（健康福祉部障害者支援課長と共管）。

第三十条第二項中「健康福祉部児童家庭課」を「健康福祉部こども未来課」に改め、

同条第三項中「健康福祉部障害福祉課」を「健康福祉部障害者支援課」に改める。
第三十一条第一項第一号ム中「ルからワ」を「ソからネ」に改め、同号中ムをケとし、ケの前に次のように加える。

マ 施行規則第九条の三の規定に基づき、チからヌまでの届出を受理したときに、当該届出をした者に受理書を交付すること。

第三十一条第一項第一号中ラをヤとし、同号ナ中「事業場に設置している者」の下に「揮発性有機化合物排出施設を設置している者」を加え、同号中ナをクとし、ソからネまでをオからオまでとし、同号レ中「チ、又、ル又はワ」を「ヨ、レ、ソ又はネ」に改め、同号中レをウとし、同号タ中「チ、又、ル又はワ」を「ヨ、レ、ソ又はネ」に改め、同号中タをムとし、ヨをラとし、同号力中「ル又はヲ」を「ソ又はツ」に改め、同号中力をナとし、ワをネとし、同号リ中「ル又はワ」を「ソ又はネ」に改め、同号中ヲをツとし、ルをソとし、又をレとし、同号リ中「チ又はヌ」を「ヨ又はレ」に改め、同号中リをタとし、チをヨとし、トの次に次のように加える。

チ 法第十七条の四第一項の規定による揮発性有機化合物を大気中に排出する者からの揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を受けること。

リ 法第十七条の五第一項の規定による一の施設が揮発性有機化合物排出施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて揮発性有機化合物を大気中に排出するものからの揮発性有機化合物排出施設に係る届出を受けること。

又 法第十七条の六第一項の規定によるチ又はリの届出をした者からの揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受けること。

ル 法第十七条の七の規定に基づき、チ又はヌの届出をした者に対し、計画の変更又は廃止を命ずること。

ヲ 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定に基づき、法第十七条の八に規定する期間を短縮すること。

ワ 法第十七条の十二第二項において準用する法第十一条の規定によるチ又はリの届出をした者からの氏名の変更等の届出を受けること。

カ 法第十七条の十二第二項において準用する法第十二条の規定によるチ又はリの届出をした者の地位を承継した者からのその旨の届出を受けること。

第三十一条第二項第十六号又を次のように改める。

又 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号）（附則第二条第二項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可をすること）。

第三十一条第三項第一号チ中「又は浄化槽清掃業者」を「浄化槽清掃業者又は法第

十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者若しくは浄化槽管理士」に改め、同号中チをタとし、同号ト中「又は浄化槽清掃業者」を「浄化槽清掃業者又は法第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者若しくは浄化槽管理士」に改め、同号中トをヨとし、ヨの前に次のように加える。

ヲ 法第十二条の二第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。

ワ 法第十二条の二第二項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。

力 法第十二条の二第三項の規定に基づき、ワの勧告を受けた浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

第三十一条第三項第一号中へをルとし、ホを又とし、又の前に次のように加える。

リ 法第十一条の二の規定による浄化槽管理者からの浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受けること。

第三十一条第三項第一号中二をチとし、八の次に次のように加える。

二 法第七条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定検査機関からの報告を受けること。

ホ 法第七条の二第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。

ハ 法第七条の二第二項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。

ト 法第七条の二第三項の規定に基づき、への勧告を受けた浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

第三十一条第四項中「健康福祉部医務課」を「健康福祉部医務保険課」に改め、同条第五項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十一条の規定に基づき、市町が法第二十条の規定により行う医療以外の保健事業の実施に関し、技術的事項についての協力その他市町に対する必要な援助及び市町相互間の連絡調整を行うこと。

ロ 法第二十三条の規定に基づき、市町から医療以外の保健事業の一部の実施の委託を受けること。

第三十一条第六項を削る。

第三十二条第二号中「山口県使用料手数料条例施行規則」の下に、「（昭和六十年山口県規則第十六号）」を加え、同号イ中「地方自治法施行令」の下に、「（昭和二十二年政

令第十六号）」を加え、同号ロ中「山口県使用料手数料条例」の下に、「（昭和三十一年山口県条例第一号）」を加える。

第三十三条第一号ロ中「厚生労働大臣が指定する国立療養所」を「指定医療機関」に、「入所させて」を「入院させて」に改め、同号ニ中「児童福祉法施行令」の下に「（昭和二十三年政令第七十四号）」を加え、同号ヨ中「重度心身障害児施設又は国立療養所に入所させて」を「重症心身障害児施設に入所させ、又は指定医療機関に入院させて」に改め、同号レ中「国立療養所」を「指定医療機関」に改める。

第三十三条の三に次の一号を加える。

二 障害者自立支援法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十六条第一項の規定に基づき、市町に対し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

第三十三条の四第一号イ中「市町村」を「市町」に、「要請又は」を「要請、」に改め、「措置」の下に「又は同条第四項の必要な介護等の提供の委託」を加え、同条に次の二号を加える。

二 障害者自立支援法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十六条第一項の規定に基づき、市町に対し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

ロ 法第七十四条第二項の規定に基づき、市町に対し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

「第七目 農林部に属する出先機関」を「第七目 農林水産部に属する出先機関」に改める。

第三十七条の二第一項中「農林部経営普及課」を「農林水産部農業経営課」に改め、同条第二項中「農林部農村整備課」を「農林水産部農村整備課」に改め、同項第二号イ中「市町村」を「市町」に改め、同号ハ中「所轄市町村長」を「所轄市町長」に改め、同条第三項中「農林部林政課」を「農林水産部森林企画課」に改め、同項第一号へ中「市町村」を「市町」に改め、同条第四項中「農林部森林整備課」を「農林水産部森林整備課」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（水産振興局長委任事項）

第三十七条の三 山口県下関水産振興局長に次に掲げる農林水産部水産振興課関係の事務を委任する。

一 下関漁港地方卸売市場の管理運営に関する事務

この号において山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）を「条例第七号」と、下関漁港地方卸売市場条例（昭和四十八年山口県条例第二号）を「条例」と、下関漁港地方卸売市場条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第七号）を

- 「施行規則」という。
- (1) 条例第七号第六条第二項の規定に基づき、許可証を掲示すること。
- (2) 条例第七号第六条第三項及び第四項の規定に基づき、許可証の再交付及び書換え交付を受けること。
- (3) 条例第七号第七条第三項及び第四項の規定による卸売の業務に係る営業の譲渡し及び譲受け並びに卸売業者の合併及び分割の認可の申請書を受理し、及び意見を付して知事に進達すること。
- (4) 条例第七号第十一条第二項の規定に基づき、買受人名簿を作成し、備えておくこと。
- (5) 条例第七号第十七条第二項において準用する条例第七号第十二条第四項の規定に基づき、利害関係者の意見を聴くこと。
- (6) 条例第七号第十七条第三項の規定に基づき、事業計画を変更した旨を知事に届け出ること。
- (7) 条例第七号第十八条第一号の規定に基づき、業務の休止又は再開の届出をすること。
- (8) 条例第七号第四十一条の規定による卸売業者からの届出又は報告を受け、知事に進達すること。
- (9) 条例第四条第二項の規定に基づき、休場日に開場し、又は休場日以外の日に休業すること。
- (10) 条例第五条第一項ただし書の規定に基づき、開場の時間を変更すること。
- (11) 条例第五条第二項の規定に基づき、卸売の開始の時刻及び終了の時刻を定めること。
- (12) 条例第七条の規定によるせり人に関する届出を受けること。
- (13) 条例第九条の規定に基づき、卸売業者から卸売を受けようとする者を承認すること。
- (14) 条例第十一条の規定に基づき、買受人の承認を取り消すこと。
- (15) 条例第十一条の二第一項の規定に基づき、買受人の業務に係る営業の譲渡し及び譲受け並びに合併を承認すること。
- (16) 条例第十一条の三第一項の規定に基づき、買受人の業務の相続の承認をすること。
- (17) 条例第十二条の規定による卸売を受けることを廃止した旨及び買受人が死亡し、又は解散した旨の届出を受けること。
- (18) 条例第十五条第一項第一号の規定に基づき、せり売又は入札の方法によるべき一定の割合を定めること。
- (19) 条例第十五条第二項の規定に基づき、せり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めること。
- (20) 条例第十五条第三項の規定に基づき、卸売業者に対し、せり売又は入札の方法によるべきことを指示すること。
- (21) 条例第十五条第四項の規定に基づき、利害関係者のうちから意見を聴くべき者を指名し、及びその指名した者の意見を聴くこと。
- (22) 条例第十五条第五項の規定に基づき、(18)の一定の割合を定め、又は変更した旨を地方卸売市場の掲示場に掲示すること。
- (23) 条例第十七条第二項の規定に基づき、買受人以外の者に対して卸売をした旨の報告を受けること。
- (24) 条例第二十一条第一項の規定に基づき、受託契約約款を承認し、又は受託契約約款の変更を承認すること。
- (25) 条例第二十六条の規定に基づき、卸売業者又は買受人に対し、売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずること。
- (26) 条例第二十七条第一項及び第二項の規定による主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地並びに卸売の数量及び価格の報告を受けること。
- (27) 条例第二十七条第三項の規定による毎月の市況並びに卸売の数量及び金額の報告を受けること。
- (28) 条例第二十八条の規定に基づき、条例第二十七条第一項及び第二項の規定による報告に係る卸売予定数量等を公表すること。
- (29) 条例第三十一条の規定に基づき、市場施設の使用の許可をし、及び当該許可に条件を付すること(許可事項の変更を許可することを含む)。
- (30) 条例第三十二条の規定に基づき、市場施設の使用の許可を取り消すこと。
- (31) 条例第三十三条の規定による市場施設の返還を受けること(同条第二項において準用する場合を含む)。
- (32) 条例第三十四条の規定に基づき、地方卸売市場への入場の許可をすること。
- (33) 条例第三十五条の規定に基づき、入場者に対し、必要な指示をし、及び当該指示に従わない者に対し、地方卸売市場からの退去その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (34) 条例第三十七条本文の規定に基づき、市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもつてその損害を弁償すべきことを指示すること(損害を弁償すべきことを指示する場合におけるその弁償額の決定を除く)。
- (35) 条例第三十八条の規定に基づき、卸売業者又は買受人に対し、業務又は財務に

関する報告又は資料の提出を求めること。

(36) 条例第三十九条の規定に基づき、卸売業者又は買受人に対し、業務又は会計に
関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告すること。

(37) 条例第四十条の規定に基づき、買受人に対し、その承認を取り消し、又は売買
取引の停止を命ずること。

(38) 施行規則第五条第一項及び第二項の規定に基づき、せり人章を交付し、及び再
交付すること。

(39) 施行規則第五条第三項の規定によるせり人章の返納を受けること。

(40) 施行規則第七条第一項の規定による買受人及びその補助者の氏名等変更届を受
理すること。

(41) 施行規則第七条第二項の規定による資本又は出資の額変更届又は役員変更届を
受理すること。

(42) 施行規則第十条第一項及び第二項の規定に基づき、買受人章を交付し、及び再
交付すること。

(43) 施行規則第十条第三項及び第四項の規定による買受人章の返納を受けること。

(44) 施行規則第十八条第十一号の規定に基づき、受託契約約款の記載事項を定める
こと。

(45) 施行規則第二十三条の規定による買受代金支払特約届を受理すること。

(46) 施行規則第二十七条第二項の規定に基づき、入場許可証を交付すること。

(47) 施行規則第二十七条第三項及び第四項の規定による入場許可証の返納を受ける
こと。

(48) 施行規則第二十八条第二項の規定による入場者名簿を受理し、及びその確認を
すること。

(49) 施行規則第三十条第一項の規定による自動車使用届を受理すること。

(50) 施行規則第三十条第二項の規定に基づき、自動車使用届出済証を交付するこ
と。

(51) 施行規則第三十一条第一項の規定による卸売の金額の報告を受けること。

(52) 施行規則第三十一条第二項の規定による荷さばきの数量の報告を受けること。

2 山口県下関水産振興局長に次に掲げる農林水産部漁港漁場整備関係の事務を委任
する。

一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下この号において「法」と
いう。）の施行に関する事務

この号において山口県漁港土砂採取料等徴収条例（平成十二年山口県条例第三
号）を「条例」と、漁港漁場整備法施行細則（昭和四十八年山口県規則第五号）を

「施行細則」という。

イ 法第三十七条第一項の規定に基づき、漁港施設の形質若しくは所在の場所の変
更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分を許可すること。

ロ 法第三十七条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反した者に対し、
原状回復を命ずること。

ハ 法第三十九条第一項及び第三項の規定に基づき、工作物の建設若しくは改良、
土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面
若しくは土地の一部の占用を許可し、及び当該許可に条件を付すること（同条第
四項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ニ 法第三十九条の第二項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に
対し同項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

ホ 法第三十九条の第二項の規定に基づき、漁港の区域内の土地、竹木又は工作
物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、
竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設
の設置その他の措置をとることを命ずること。

ヘ 条例第二条の規定に基づき、土砂採取料等を徴収すること。

ト 条例第四条第二項の規定に基づき、土砂採取料等の分納を認めること。

チ 条例第五条の規定に基づき、土砂採取料等を減免すること。

リ 条例第六条ただし書の規定に基づき、土砂採取料等を還付すること。

又 施行細則第八条の規定に基づき、占用期間の更新をすること（施行細則第十六
条の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ル 施行細則第九条の規定に基づき、許可事項の変更を許可すること（施行細則第
十六条の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ヲ 施行細則第十条の規定による行為完了等届を受理すること（施行細則第十六
条において準用する場合を含む。）。

二 下関漁港管理条例（昭和三十年山口県条例第二十六号。以下この号において「条
例」という。）の施行に関する事務

この号において下関漁港管理条例施行規則（昭和三十年山口県規則第四十九号の
二）を「施行規則」という。

イ 条例第三条第二項の規定に基づき、甲種漁港施設以外の漁港施設の所有者又は
占有者に対し、その施設の維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項
を勧告すること。

ロ 条例第四条第二項の規定に基づき、行為制限区域において工作物を新築し、改

築し、増築し、若しくは除去し、土砂を採取し、又は土地を掘削することについて承認すること。

ハ 条例第五条ただし書の規定に基づき、出漁準備区域において、一月以上船舶を停泊させ、停留させ、又は係留させることを許可すること。

ニ 条例第七条第一項及び第二項の規定に基づき、陸揚輸送区域において作業することを承認し、及び作業の場所の変更、作業の時間の制限、陸揚輸送区域以外における作業の場所の指定等必要な指示をすること。

ホ 条例第九条第一項の規定に基づき、危険物等を積載している船舶を停泊させ、停留させ、又は係留すべき場所を指定すること。

ヘ 条例第九条第二項の規定に基づき、危険物等の荷役をすることを許可すること。

ト 条例第十二条第一項の規定に基づき、船舶又はいかだが閘門を航行することを承認すること。

チ 条例第十二条第二項の規定による公用船からの閘門を航行する旨の届出を受けること。

リ 条例第十四条第一項の規定に基づき、閘門の航行を禁止し、又は制限すること（条例第十七条において準用する場合を含む。）。

又 条例第十四条第二項の規定に基づき、閘門の航行を禁止し、又は制限する旨を公示すること（条例第十七条において準用する場合を含む。）。

ル 条例第十八条の規定による入出港の届出を受けること。

ヲ 条例第十九条の規定による甲種漁港施設の利用の届出を受けること。

ワ 条例第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、甲種漁港施設を占有することを許可し、及び当該許可に条件を付すること（同条第四項の規定による国の機関又は地方公共団体からの協議を受けることを含む。）。

カ 条例第二十条第三項ただし書の規定に基づき、甲種漁港施設の占有の期間の特例を認めること。

コ 条例第二十一条第一項の規定による甲種漁港施設の占有の廃止の届出を受けること。

ク 条例第二十一条第二項ただし書の規定に基づき、占有に係る甲種漁港施設の原状回復義務の免除を承認すること。

ケ 条例第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、利用料等の前納の特例を認めること。

コ 条例第二十四条第三項の規定に基づき、利用料等を減免し、又は分納させること。

ツ 条例第二十四条第四項ただし書の規定に基づき、即納の利用料等の全部又は一部を還付すること。

ネ 条例第二十五条の規定に基づき、同条各号に該当する者に対し同条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずること。

ナ 条例第二十六条第一項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業その他漁港に係る工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認める場合において、条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、条例第二十五条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずること。

ラ 条例第二十七条の規定に基づき、甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した旨の届出を受け、及び当該届出者に対し原状に復し、又は損害を賠償すべきことを指示すること（損害を賠償すべきことを指示する場合におけるその賠償額の決定を除く。）。

ム 条例第二十八条の規定に基づき、漁港の区域内の水域における漂流物その他の物件の所有者又は占有者に対し、当該物件の除去を命ずること。

三 海岸法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

この号において山口県海岸占用料等徴収条例を「条例」と、海岸法施行細則を「規則」という。

イ 法第七条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域（水産庁の所管に係るものに限る。以下この号において同じ。）を占有することを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ロ 法第八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域内における法第八条第一項各号に掲げる行為をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ハ 法第十二条第一項及び第二項（法第三十七条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

ニ 法第三十七条の四及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、一般公共海岸区域（水産庁の所管に係るものに限る。以下この号において同じ。）内における占有をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第三十七条の八において準用する法第十条第一項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ホ 法第三十七条の五及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、一般公共海岸区

域内における法第三十七条の五各号に掲げる行為をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第三十七条の八において準用する法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ヘ 条例第二条の規定に基づき、占用料等を徴収すること。

ト 条例第五条の規定に基づき、占用料等を減免すること。

チ 条例第六条ただし書の規定に基づき、占用料等を還付すること。

リ 条例第七条の規定に基づき、過料に処すること。

又 規則第六条第一項の規定による行為着手届又は行為完了届を受理すること。

ル 規則第六条第二項の規定による許可に係る行為を中止し、又は廃止した旨の届出を受けること。

ヲ 規則第七条第一項の規定による住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所所在地又は名称）を変更した旨の届出を受けること。

ワ 規則第七条第二項の規定による許可を受けた者が死亡し、又は合併によつて消滅した旨の届出を受けること。

カ 規則第八条ただし書の規定に基づき、許可に係る占用の期間の満了、占用の廃止又は当該許可の取消しに伴う原状回復について、その義務を免除すること。

コ 規則第九条の規定による法第九条又は第三十七条の七に規定する者からの届書を受理すること。

四 国有財産の管理及び処分に関する事務

この号において国有財産法を「法」という。

イ 法第五条の規定に基づき、農林水産省所管の国有財産（以下この号において「国有財産」という。）を管理すること（境界確定に係るものに限る。）。

ロ 法第三十一条の二第一項の規定に基づき、国有財産の調査又は測量を行うため所属職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。

ハ 法第三十一条の二第二項前段の規定に基づき、同条第一項の規定により職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨を通知すること。

ニ 法第三十一条の三第一項の規定に基づき、国有財産の境界が明らかでないため、その管理に支障がある場合において、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めること。

ホ 法第三十一条の三第三項の規定に基づき、同条第一項の協議が整つた場合において、書面により確定された境界を明らかにすること。

ヘ 法第三十一条の四第一項の規定に基づき、法第三十一条の三第一項の規定により協議することができない場合において、当該隣接地の所在する市町の職員の立

会いを求めて境界を定めるための調査を行うこと。

（水産事務所長委任事項）

第三十七条の四 山口県水産事務所長に次に掲げる農林水産部漁港漁場整備関係の事務を委任する。

一 漁港漁場整備法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

この号において山口県漁港土砂採取料等徴収条例を「条例」と、漁港漁場整備法施行細則を「施行細則」という。

イ 法第三十七条第一項の規定に基づき、漁港施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分を許可すること。

ロ 法第三十七条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずること。

ハ 法第三十九条第一項及び第三項の規定に基づき、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用を許可し、及び当該許可に条件を付すること（同条第四項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ニ 法第三十九条の二第一項の規定に基づき、同条各号のいずれかに該当する者に対し同項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

ホ 法第三十九条の二第二項の規定に基づき、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占用者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設

の設置その他の措置をとることを命ずること。

ヘ 条例第二条の規定に基づき、土砂採取料等を徴収すること。

ト 条例第四条第二項の規定に基づき、土砂採取料等の分納を認めること。

チ 条例第五条の規定に基づき、土砂採取料等を減免すること。

リ 条例第六条ただし書の規定に基づき、土砂採取料等を還付すること。

又 施行細則第八条の規定に基づき、占用期間の更新をすること（施行細則第十六条の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ル 施行細則第九条の規定に基づき、許可事項の変更を許可すること（施行細則第十六条の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ヲ 施行細則第十条の規定による氏名等変更届を受理すること。

コ 施行細則第十一条の規定による行為完了等届を受理すること（施行細則第十六条において準用する場合を含む。）。

二 山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下この号において「条例」という。）の施行に関する事務

この号において山口県漁港管理条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第七十一号の二）を「施行規則」といふ。

イ 条例第三条第一項の規定による甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した旨の届出を受け、知事に進達すること。

ロ 条例第四条第二項本文の規定に基づき、行為制限区域において、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去し、土砂を採取し、又は土地を掘削することを承認すること。

ハ 条例第七条第一項の規定に基づき、危険物等を積載している船舶を停泊させ、停留させ、又は係留させる場所を指定すること。

ニ 条例第七条第二項の規定に基づき、危険物等の荷役をすることを許可すること。

ホ 条例第八条の規定に基づき、漁港の区域内の水域における漂流物その他の物件の所有者又は占有者に対し、当該物件の除去を命ずること。

ヘ 条例第十条第二項の規定に基づき、陸揚輸送区域内にある甲種漁港施設において、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすること。

ト 条例第十条第三項ただし書の規定に基づき、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終えた船舶の陸揚輸送区域外への移動の特例を承認すること。

チ 条例第十一条の規定による甲種漁港施設（航路並びに道路及び橋を除く。）を利用しようとする旨の届出を受けること。

リ 条例第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、甲種漁港施設を占有することを許可し、及び当該許可に条件を付すること（同条第四項の規定による国の機関又は地方公共団体からの協議を受けることを含む。）。

又 条例第十三条第二項の規定に基づき、使用料等を減免し、又は使用料等の分納を承認すること。

ル 条例第十三条第三項ただし書の規定に基づき、既納の使用料等の還付をすること。

ヲ 条例第十四条第一項又は第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

ワ 施行規則第十条の規定による甲種漁港施設占有期間満了届又は甲種漁港施設占有廃止届を受理すること。

三 海岸法（以下この号において「法」といふ。）の施行に関する事務

この号において山口県海岸占用料等徴収条例を「条例」と、海岸法施行細則を「規則」といふ。

イ 法第七条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域（水産庁の所管に係るものに限る。以下この号において同じ。）を占有することを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ロ 法第八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、海岸保全区域内における法第八条第一項各号に掲げる行為をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ハ 法第十二条第一項及び第二項（法第三十七条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

ニ 法第三十七条の四及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、一般公共海岸区域（水産庁の所管に係るものに限る。以下この号において同じ。）内における占有をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第三十七条の八において準用する法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ホ 法第三十七条の五及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、一般公共海岸区域内における法第三十七条の五各号に掲げる行為をすることを許可し、及び当該許可に条件を付すること（法第三十七条の八において準用する法第十条第二項の規定による国等からの協議を受けることを含む。）。

ヘ 条例第二条の規定に基づき、占用料等を徴収すること。

ト 条例第五条の規定に基づき、占用料等を減免すること。

チ 条例第六条ただし書の規定に基づき、占用料等を還付すること。

リ 条例第七条の規定に基づき、過料に処すること。

又 規則第六条第一項の規定による行為着手届又は行為完了届を受理すること。

ル 規則第六条第二項の規定による許可に係る行為を中止し、又は廃止した旨の届出を受けること。

ヲ 規則第七条第一項の規定による住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更した旨の届出を受けること。

ワ 規則第七条第二項の規定による許可を受けた者が死亡し、又は合併によつて消滅した旨の届出を受けること。

カ 規則第八条ただし書の規定に基づき、許可に係る占有の期間の満了、占有の廃止又は当該許可の取消しに伴う原状回復について、その義務を免除すること。

ヨ 規則第九条の規定による法第九条又は第三十七条の七に規定する者からの届書

四 国有財産の管理及び処分に関する事務

この号において国有財産法を「法」という。

イ 法第五条の規定に基づき、農林水産省所管の国有財産（以下この号において「国有財産」という。）を管理すること（境界確定に係るものに限る。）。

ロ 法第三十一条の第二項の規定に基づき、国有財産の調査又は測量を行うため所属職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。

ハ 法第三十一条の第二項前段の規定に基づき、同条第一項の規定により職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとする場合において、あらかじめ土地の占有者にその旨を通知すること。

ニ 法第三十一条の第三項の規定に基づき、国有財産の境界が明らかでないため、その管理に支障がある場合において、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めると。

ホ 法第三十一条の第三項の規定に基づき、同条第一項の協議が整った場合において、書面により確定された境界を明らかにすること。

ヘ 法第三十一条の四第一項の規定に基づき、法第三十一条の第三項の規定により協議することができない場合において、当該隣接地の所在する市町の職員の立会いを求めて境界を定めるための調査を行うこと。

2 山口県防府水産事務所長に次に掲げる農林水産部漁港漁場整備関係の事務を委任する。

一 漁港漁場整備法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

この号において漁港漁場整備法施行細則を「施行細則」という。

イ 法第三十九条第四項の規定に基づき、次に掲げる行為をすることについて国等からの協議を受けること。

- (1) 防犯灯、電柱、給水管等の設置
- (2) 土砂の採取
- (3) 占用期間が六月以内の水面等の一部の占用

ロ 施行細則第十六条において準用する施行細則第八条の規定に基づき、占用期間の更新をすること。

ハ 施行細則第十六条において準用する施行細則第九条の規定に基づき、イの協議に係る事項を変更することについての国等からの協議を受けること。

ニ 施行細則第十六条において準用する施行細則第十一条の規定による国等からの行為完了届を受領すること。

（農業大学校長委任事項）

第三十七条の五 山口県立農業大学校長に次に掲げる事務を委任する。

一 学生等に関する事務

この号において山口県立農業大学校条例（昭和五十八年山口県条例第二十五号）を「条例」と、山口県立農業大学校規則（昭和五十九年山口県規則第十四号）を「規則」という。

イ 条例第五条の規定に基づき、入校の許可をすること。

ロ 条例第六条の規定に基づき、入校の許可を取り消すこと。

ハ 条例別表の規定に基づき、養成課程及び研修課程に入校資格の認定をすること。

ニ 規則第二条第三項の規定に基づき、知事の承認を得て、入学定員を超えて学生を入学させること。

ホ 規則第三条第一項の規定に基づき、本科の履修科目及び履修時間数の学年ごと編成を定めること。

ヘ 規則第五条の規定に基づき、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けること。

ト 規則第五条第三号の規定に基づき、春季、夏季及び冬季の休業日を定めること。

チ 規則第六条の規定による入学志願者からの入学願書を受領すること。

リ 規則第六条第一号の規定に基づき、病院又は診療所を指定すること。

又 規則第六条第四号の規定に基づき、入学願書の添付書類を定めること。

ル 規則第七条の規定に基づき、入学試験を行うこと。

ヲ 規則第八条の規定に基づき、合格者を決定し、及び当該合格者にその旨を通知すること。

ワ 規則第九条第一項の規定による誓約書を受領すること。

カ 規則第十一条第一項の規定による保証人変更願を受領すること。

ヨ 規則第十一条第二項の規定による保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項の異動の届出を受領すること。

タ 規則第十二条第一項の規定による休学願を受領し、及び休学の許可をすること。

レ 規則第十二条第二項の規定に基づき、休学期間の延長を認めること。

ソ 規則第十三条の規定による復学願を受領し、及び復学の許可をすること。

ツ 規則第十四条の規定による退学願を受領し、及び退学の許可をすること。

ネ 規則第十五条の規定に基づき、学生を除籍すること。

ナ 規則第十六条の規定に基づき、進級又は卒業の認定を行うこと。

ラ 規則第十七条の規定に基づき、卒業証書を授与すること。

ム 規則第十八条の規定に基づき、学生を表彰すること。

ウ 規則第十九条の規定に基づき、訓告、謹慎、停学又は退学の処分をすること。

エ 規則第二十条の規定による研修申込書を受理すること。

オ 規則第二十一条の規定に基づき、修了証書を授与すること。

カ 規則第二十五条の規定に基づき、知事の承認を得て、大学の管理について必要な事項を定めること。

ク 規則別表第四の規定に基づき、計画研修の研修実施計画の策定その他研修課程

の研修の実施について必要な事項を定めること。

第三十八条第二号八中「第二十八条」を「第三十三条」に、「及び柑きつ研修生」を

「、柑きつ研修生及び利用者」に改める。

第四十条中第一号を第二号とし、同号の前に次の第一号を加える。

一 普及指導活動に関する事務

この号において山口県農業試験場条例を「条例」という。

イ 条例第十六条第三号の規定に基づき、柑きつ等に関する普及指導活動を行うこ

と。

第四十三条を次のように改める。

(花き振興センター所長委任事項)

第四十三条 山口県花き振興センター所長に次に掲げる事務を委任する。

一 普及指導活動に関する事務

この号において山口県農業試験場条例を「条例」という。

イ 条例第三十条第四号の規定に基づき、花きに関する普及指導活動を行うこと。

二 山口県花き振興センターの管理に関する事務

この号において山口県農業試験場条例を「条例」と、山口県花き振興センター規

則(平成十八年山口県規則第三十七号)を「規則」という。

イ 条例第三十二条の規定に基づき、花き振興センターの利用を拒むこと。

ロ 規則第二条第二項の規定に基づき、休館日に開館し、又は臨時に閉館するこ

と。

ハ 規則第三条第一項の規定に基づき、開館時間を延長し、又は短縮すること。

ニ 規則第五条の規定に基づき、花き振興センターの管理について必要な事項を定

めること。

第四十八条第二号イ中「市町村」を「市町」に改め、同号八中「所轄市町村長」を

「所轄市町長」に改める。

第四十九条第一号タ中「市町村長」を「市町長」に改める。

「第八目 水産部に属する出先機関」を削る。

第五十三条の三及び第五十三条の四を削り、第五十三条の五を第五十三条の三とす

る。

第五十四条第一項第三号イからホまでを削り、同号中へをイとし、ト及びチを削り、

同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「、大島土木事務所長」を削り、「豊田土

木事務所長」を「下関土木建築事務所長」に改め、同項第二号トを削り、同号子中「第

九条」を「第十条」に、「、二又はト」を「又は二」に改め、同号中チをトとし、同号

リ中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同号中リをチとし、同号又中「第

十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「、二又はト」を「又は二」に、「一」を

「いずれかに」に改め、同号中又をリとし、同号ル中「第十二条第二項」を「第十三条

第二項」に、「、二又はト」を「又は二」に改め、同号中ルを又とし、同号ヲ中「第十

三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号中ヲをルとし、同号ワ中「第十三条第

二項」を「第十四条第二項」に改め、同号中ワをヲとし、カからソまでをワからレまで

とし、同条中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五

項第四号ロ及びチ中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第四項第一号イ及びロ中「市町村長」を「市町長」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項第二号中レをソとし、同号タ中「第六条第三項」の下に「若しくは第四項」

を加え、同号中タをレとし、同号ヨ中「第六条第三項」の下に「若しくは第四項」を加

え、同号中ヨをタとし、へからカまでをトからヨまでとし、同号ホ中「美観風致の維持

等の」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止

する」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「第六条第三項」の下に「若

しくは第四項」を加え、同号中ハをニとし、同号ロ中「第六条第三項」を「第六条第四

項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加え、同項を同条第四項とする。

ロ 条例第六条第三項の規定に基づき、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作

業場への誘導を行うことを目的とする広告物の表示又は広告物を掲出する物件の

設置を許可すること。

第五十四条第二項第一号(25)中「第四十八条の五第二項」を「第四十八条の十一第二

項」に改め、同号(26)中「第四十八条の六」を「第四十八条の十二」に、「第四十八条の

五第一項」を「第四十八条の十一第一項」に改め、同号(27)中「第四十八条の九第四項」

を「第四十八条の十五第四項」に改め、同号(28)中「第四十八条の十」を「第四十八条の

十六」に、「第四十八条の九第一項」を「第四十八条の十五第一項」に改め、同号中(65)

を(66)とし、(29)から(64)までを(30)から(65)までとし、(28)の次に次のように加える。

(29) 法第五十八条第一項の規定に基づき、他の工事又は他の行為により必要を生じ

た道路に関する工事又は道路の維持の費用について、その必要を生じた限度にお

し、二十二の表を削り、二十三の表を十三の表とする。
別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から十九の項までを一項ずつ
繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十九号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第四十六号）の一部を次の
ように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第二十四条の二」を「第二十四条
の三」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第十条第一項中「又は第七百条の十一の二」を削り、同条第三項中「第十六条の三第
七項又は第八項」を「第十六条の三第八項又は第九項」に改め、同条第四項中「第七百
条の十一の二」を「第七十二条の三十八の二第二項（同条第七項の規定により準用する
場合を含む。）又は第七百条の十四の三第一項」に改める。

第十六条第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十三条中「通知等の書類の様式」を「通知、命令、請求等」に、「ところによ
る」を「書類によりするものとする」に改め、同条第一号及び第二号中「の文書」を削
り、同条第九号中「の文書」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第八号を削り、同
条第七号中「の文書」を削り、同号を同条第十号とし、同条第六号中「の文書」を削
り、同号を同条第九号とし、同条第五号中「の文書」を削り、同号を同条第八号とし、
同条第四号中「の文書」を削り、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加え
る。

七 法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十六条第三項の規定に
よる増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為の請求 増
担保請求書（別記第三十号様式）若しくは担保変更請求書（別記第三十号様式）又
は保証人変更請求書（別記第三十一号様式）

第二十三条第三号中「の文書」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次
の二号を加える。

三 法第七十二条の三十八の二第二項（同条第七項の規定により準用する場合を含
む。）の規定による担保の提供 担保提供書（別記第二十八号様式）

四 施行令第三十二条の三の規定による担保の提供の命令 担保提供命令書（別記第
三十三号様式）

第二十三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法人の県民税及び法人の事業税に係る次の各号に掲げる通知等の書類の様式は、そ
れぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第四十七条第一項の申請書 徴収猶予申請書（別記第二十号様式）

二 条例第四十七条第二項の申請書 徴収猶予期間延長申請書（別記第二十号様式）

三 施行規則第六条の四第三項の届出があつたことを証する文書 法人事業税の分割
基準の修正に関する届出証明書（別記第五十八号様式）

第二十四条の二を削り、第二十四条の三を第二十四条の二とする。

第二章第一節の二中第二十四条の四を第二十四条の三とする。

第五十五条中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下
げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 法第七百条の十四の三第一項の規定により担保の提供を命ずる文書 保全担保提
供命令書（別記第三十三号様式）

七 法第七百条の十四の三第二項において準用する法第十六条第三項の規定による増
担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為の請求の文書 増
担保請求書（別記第三十号様式）若しくは担保変更請求書（別記第三十号様式）又
は保証人変更請求書（別記第三十一号様式）

別記第三号様式（その二）中

| | |
|---|-----|
| 3 | 100 |
| 4 | 100 |

を

| | |
|-----|-----|
| 100 | 100 |
|-----|-----|

に改める。

別記第二十号様式中「第24条の2関係」を「第23条関係」に改める。

別記第二十四号様式中「第24条の3関係」を「第24条の2関係」に改める。

別記第二十八号様式中「（第8条関係）」を「（第8条、第23条関係）」とし、「第16
条第1項の」を

「第16条第1項
第72条の38の2第2項
第72条の38の2第7項において準用する同条第2項」
の に改める。

別記第三十号様式及び別記第三十一号様式中「（第8条関係）」を「（第8条、第23

「第16条第3項 第72条の38の2 第12項 第700条の14の3 第2項 において準用

する同法第16条第3項の」

「第10条、第23条、第55条関係）」

「保全担保提供命令書」

「地方税法第700条の14の3 第1項の」

「市町村コード」

「市町村民税」

「市町村民税との合算額に対する県民税の割合

「市町村民税との合算額に対する県民税の割合

「市町村民税」

「市町長」

「市町村民税」

「市町長」

「市町村民税」

| | |
|--------|----|
| 資本等の金額 | 総額 |
| 資本等の金額 | 額 |

| | |
|----------|---|
| 資本等の額の総額 | 額 |
| 資本等の額 | 額 |

「市町村民税」

「市町村民税」

| | |
|--------|---|
| 資本等の金額 | 額 |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| 資本金等の額 | 額 |
|--------|---|

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

「市町村民税」

第122号様式（その2）（第46条関係）
（払込取扱票添付用）

| | | | |
|---|------|------|--------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県税</div> 自動車税納税証明書 （継続検査用） | | | |
| | 年度 | 自動車税 | |
| | 登録番号 | 有効期限 | 年 月 日 |
| | 車台番号 | | |
| 右受付局日附印のとおり滞納がないことを証明します。 | | | |
| 県税事務所長 印 | | | 受付局日附印 |

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横9.3センチメートルとする。

| | | | |
|--|------|-------|--|
| | 年度 | 自動車税 | |
| | 有効期限 | 年 月 日 | |
| | 登録番号 | | |

を

| | | | |
|--|------|------|-------|
| | 年度 | 自動車税 | |
| | 登録番号 | 有効期限 | 年 月 日 |
| | 車台番号 | | |

を、同様を

（ネG11）を

| | | | |
|--|------|-------|--|
| | 登録番号 | | |
| | 有効期限 | 年 月 日 | |

を

| | | | |
|--|------|-------|--|
| | 登録番号 | | |
| | 車台番号 | | |
| | 有効期限 | 年 月 日 | |

を、同様を

同様（ネG11）の欄等に「9.6センチメートル」を「11.4センチメートル」、を「同様（ネG11）を同様（ネG11）」と記入する。同様（ネG11）を同様（ネG11）」と記入する。同様（ネG11）の次に次のように加える。

別記第三百十号様式(その一)中「町」を「市」に改め、同様式(その二)中「(町)村用)」を「(市)用)」に、「町」を「市」に改める。

別記第三百十一号様式(その一)中「町の課税標準額」を

「町の課税標準額」に改め、同様式(その二)中「(町)村用)」を「(市)用)」に、「町」を「市」に改め、同様式(その二)中「(町)村の課税標準額」を「(市)町の課税標準額」に改める。

別記第五百二十三号様式中「(町)村」を「(市)町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第三号様式(その二)、別記第五十四号様式、別記第五十五号様式及び別記第二百二十二号様式の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県賦課徴収条例施行規則に定める様式による納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第二号中「同法第六条の二第六項に規定する児童居宅生活支援事業等及び」を削り、同項第四号中「同法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅生活支援事業」を削り、「第十九条第四項の指定医療機関」を「第二十六条第一項に規定する身体障害者相談支援事業等」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)に基づく同法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第十八項に規定する自立支援医療に関する事務

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)